

広報

県遊協

山形県遊技業組合
TEL 023-615-6922
FAX 023-615-6923
Eメール yamagata@zennichiyure.n.or.jp

☆県遊協・平成26年度通常総会
を主催 新役員決まる

県遊技業協同組合は、平成26年6月18日午後2時30分から「メトロポリタン山形」において通常総会を開催しました。会議は、県組合・同防犯協力会・同暴力追放対策協議会・同不正防止対策委員会...

- 代表理事(理事長) 井上 静夫(再任)
○山形支部長(副理事長) 金村 鍾文(再任)
○最北支部長(副理事長) 増井 浩一(再任)
○庄内支部長(副理事長) 渋谷 昭一(再任)
○置賜支部長(副理事長) 権 昌容(再任)
○山形支部選出理事 新井 英浩(再任)
○最北支部選出理事 徳宮 龍男(再任)
○最北支部選出理事 大場 道春(再任)
○庄内支部選出理事 菅原 義聡(再任)
○庄内支部選出理事 秋山 照明(新任)
○置賜支部選出理事 大松 哲鎬(再任)
○置賜支部選出理事 江原 弘(再任)
○県組合専務理事 熊坂 榮吉(再任)
○県組合専務理事 野口 勝彦(再任)
○県組合監事 李 相根(再任)



▽感謝状の贈呈(共同購買事業振興功労)
サントリービバレッジサービス(株)山形支店殿
▽共同購買事業振興表彰
マルハン酒田店 夢工房21三川店 スーパー...

▽社会貢献活動優秀

○ゼストグループ(株)マルキ
児童養護施設への継続支援、東日本大震災への支援活動などの功労
○エスタディオ三川
児童福祉施設への電化製品等の寄贈、地域活性化のための寄付金贈呈などの功労

長年に渡る障害者施設の方々を招待したパチンコ大会の開催などの功労
感謝状・表彰状を授与された方々(社)おめでとうございます。今後よろしくお願いいたします。



☆全日遊連通常総会を開催

阿部新理事長(都遊協理事長)就任

6月24日(火) SHINAGAWA GOOS TKPガーデンシティ品川において開催。25年度事業報告・収支決算報告、26年度事業計画・予算案が上程されいずれも承認されました。

- ☆全日遊連理事長 阿部 恭久(東京都)
☆同 副理事長 伊坂 重憲(神奈川県)
☆同 副理事長 平川 容志(大阪府)
☆同 副理事長 大野 春光(岐阜県)
☆同 副理事長 佐藤 孔一(新潟県)
☆同 副理事長 大西 康弘(青森県)
☆同 専務理事 片山 晴雄(員外)
阿部理事長・伊坂副理事長・佐藤副理事長・大西副理事長は新任、平川副理事長・大野副理事長・片山専務理事は再任で、任期は2年です。
総会終了後の午後6時から、総会祝賀会が開催され、全日遊連理事や業界団体、行政など約450人が参加し、盛会裡に終了いたしました。

●やまがたパチンコ・パチスロ

カーニバルの開催日は

7月19日(土)・20日(日)
21日(月・海の日)

です。大入り満員を祈っています。

26年度県遊協総会



26年度総会祝賀会



★ホール5団体・自民党議連への対応

業界団体に対し風営法の改善要望などのヒアリングを行った「時代に適した風営法を求めよう」という。余暇進では「交換税はパチンコ店内で出玉と金銭を直接交換出来るようにする。客の換金額の1%をホールが源泉徴収し地方税等として納付する」という構想を説明したという。

また、PCSAのヒアリングでは、「国家公安委員会が指定する公益法人が金券を発行し、それを現行の景品買取所・景品問屋を通じて流通させていく」というものも考えられている。
これからのケースでは、現行の風営法では成り立たないことから新たに「〇〇業法」といった法律を作ることになるものと考えられている。

全日遊連は、かねてから「あくまで風営法の下での発展」を掲げており、この考え方は日遊協も同友会も基本的には同じである。
日遊協の篠原専務理事は会合などで「今の経営の自由度のままでは換金合法化は法制度上非常に難しい」と指摘し、更に交換税に対しても「源泉徴収というからには、その徴収に関して誰から・幾らなどの詳細が必要になる」としている。

今回のヒアリングでは、全日遊連・日遊協・同友会の「風営法派」と余暇進・PCSAの「〇〇業法派」の立場の差が出てきたようです。
業界内には、現在の風営法下での発展は期待が持てないという危機感があるのも事実だそう

で、換金問題・広告宣伝規制問題など課題は山積している。この議論がどこまで続き、何を指すのか、今後も注目していきたい。

●ゴト師と詐欺のはなし

ゴト師が詐欺に当たるといふ話は余り聞きません。クレマンゴトは、実際にコインが投入されていないのに関わらずクレマンにコインセレクターのセンサーが誤作動して機械を欺いて不正に利益を得ており、詐欺ではないかと考えることも出来そうです。しかし刑法246条の詐欺罪の客体(欺かれる者)は人であり機械ではありません。従ってクレマンの場合も「コインを盗んだ」として窃盗罪が適用されることとなります。

電子計算機使用詐欺(246条の2)というのがあります。人の事務処理に使用する電子計算機が客体であり、ゴトはこれにも該当しません。結局多くのゴト行為には「窃盗罪」が成立することになります。

●建造物侵入罪とゴト師

殆どのゴト師は、ゴト行為をするために店内に入った時点で「建造物侵入罪(刑法130条)」が成立するとされています。入店する際にはゴト師もお客も外見上の区別はないのですが、何故ゴト師だけに建造物侵入罪が適用されるのか。それは、同罪における「侵入」が他人の看取る建造物等に管理者の意思に反して立ち入ることをいうからです。つまり、一般のお客様は「店の管理者の意思に叶う立入」でありゴト師の立入は「管理者の意思に反する立入」だからなのです。万引きや建造物内での窃盗にも同じように「建造物侵入罪」がつくこととなります。判例では、ちよつとしたことが罪名や量刑に大きく影響しています。



さあ、夏本番です。今年は春から夏日を記録するなど異常気象が続きます。とにかく巡回することが子供車内事故を防ぐ特効薬です。

編集後記

東北6県の専務理事会議に出席してきました。話題は、4月から上がった消費税に対応した「市場等価交換規制」で、福島・宮城・山形・岩手・青森の5県は、若干の乱れはあるものの市場等価規制を堅持しているとのこと。秋田は移行しなかつたため各ホールバラバラとか。ちよつと気の毒。